

至誠館大学客員教授及び客員准教授規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学（以下「本学」という。）における客員教授及び客員准教授に関し必要な事項を定める。

(客員教授及び客員准教授)

第2条 客員教授及び客員准教授とは、豊かな学識・経験又は優れた技能を有し、本学の教育・研究の充実発展に特に資すると認められた者をいう。

(任命)

第3条 客員教授及び客員准教授は、理事長が任命する。

(任期)

第4条 客員教授及び客員准教授の任期は、学長が必要と認めた期間とし、この任期は1年以内の期限を限って定め、更新することができる。

(職務)

第5条 客員教授及び客員准教授は、本学において教育・研究又は学長が特に必要と認める業務に従事する。

2 客員教授及び客員准教授は、学長の要請がある場合を除いて教授会には出席しない。

(報酬)

第6条 客員教授及び客員准教授には、報酬を支給することができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成15年	6月	6日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成27年	4月	1日	(第3回改正)
	平成28年	6月	1日	(第4回改正)
	平成31年	4月	1日	(第5回改正)